平成２８年（フ）第１７４号
沖縄県島尻郡南風原町字宮平516番地１　パロックワン308
債務者　丸本　　遥
１　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
　　那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２３６０号
大阪市城東区東中浜３丁目６番16号
債務者　景山　絹枝
１　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
５　免責審尋期日　平成28年８月26日午後１時30分
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９４６号
東京都荒川区南千住７丁目31－３－409　南千住７丁目ハイツ
債務者　平林　佳子
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９５１号
東京都昭島市松原町３丁目10―26―215
債務者　馬場　竜生
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９６３号
東京都豊島区駒込６丁目28―13―308
債務者　オンマ　ミン
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成28年８月２日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９６６号
東京都板橋区赤塚新町１丁目15―15―201
債務者　太田　一夫
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９８９号
東京都豊島区西池袋４丁目36－９－102
債務者　桐生　一彦
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成28年８月２日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９９０号
東京都北区堀船２丁目25－３－405
債務者　高橋美和子
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９９１号
東京都荒川区西尾久３丁目21－２－401
債務者　杉谷　千絵
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９９６号
神奈川県川崎市多摩区中野島５－２－６－803　中野島多摩川　前原方、住民票上の住所神奈川県川崎市麻生区百合丘３丁目23－１
債務者　岡部　恭徳
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成28年８月２日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９９７号
東京都江戸川区東葛西２丁目21―15　アゼリアＮＯ７　701
債務者　里村　憲昭
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成28年８月２日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９９８号
東京都東大和市清水２丁目809―６　ガーデンハイツⅡ208
債務者　玉置　照子
１　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９９９号
東京都東大和市清水２丁目809―６　ガーデンハイツⅡ208
債務者　玉置　麻衣
１　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４００２号
東京都世田谷区給田１丁目16―５　ハウス池亀９号館103
債務者　ロイ章央こと　ロイ　アキオ　アミーク
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成28年８月２日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４００４号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目８－７－1204
債務者　山岸　光枝
１　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
５　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部